

商工会議所の確定申告相談を
ご利用になる事業者の皆様へ（お願い）

開催日について

- 「月曜日は午後から」の受付となります。

相談期間：平成29年2月16日（木）～3月15日（水）

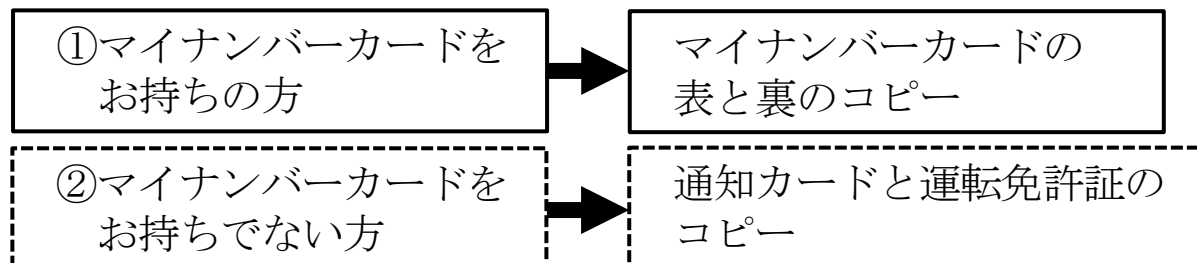
※月曜午前、土日を除く

受付時間：9時～16時（12時～13時を除く）

マイナンバーについて

- 確定申告書など税務署提出資料に、申告する方のマイナンバーを確認できる書類の添付が必要になりました。

※次のどちらかをご用意下さい。



※書類をお持ち頂ければ、会議所でもコピー致します。

※免許証をお持ちでない方は、会議所までご連絡下さい。

- 確定申告書には、本人と控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記入して下さい。

※控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族
については、マイナンバーの確認書類は必要ありません。

- 申告する方の印鑑をお忘れなく

ご不明な点は商工会議所にお尋ね下さい

（TEL 61-0011）